

食品に接触することを意図した紙・板紙の自主基準について

平成 19-5-21

日本製紙連合会

1. 自主基準の概要

(1) 適用範囲

食品に接触することを意図した紙製器具・容器包装に使用される紙・板紙。
紙・板紙が複数の層から成り立っている場合、構成しているいずれの層も含む。
紙・板紙が、合成樹脂、アルミ箔などのフィルム状の素材を介して食品に接触する場合は除く。

(2) 自主規格

食品に接触することを意図した紙・板紙について衛生的見地より日本製紙連合会が自主的に規格値を定め、これに適合した品質の紙・板紙に限って使用することを定めた自主規格。

紙・板紙中に存在する重金属の許容される溶出限量を比色法により確認する。その量は、鉛の量として表す。ただし、食べる時に皮を剥く、殻を取り除く、または洗って食べる食品に接触することを意図した紙・板紙の場合にはこの限りではない。

試験項目	規格値
重金属	1 µg/ml 以下 (鉛として)

(3) 日本製紙連合会 ネガティブリスト (NL)

国内外の法規制、自主基準及び有害性情報に基づきNLを選定。今後の国内外の法規制、自主基準及び有害性情報の変遷に合致するように、適宜見直す(将来的にはポジティブリスト(PL)を選定することを目指す)。

なお、実施中の製紙用薬品の調査結果に対応して規制物質の選定を検討、追加する。

(4) 食品に接触することを意図した紙・板紙の製造に関する指針<付属文書1> (適用範囲)

本指針は、食品に接触する紙・板紙の全ての製造段階を対象としている。
即ち、製紙原料の受入から、製品の保管・配送作業等、紙・板紙を顧客に受け渡す

までの全ての作業を対象とする。なお、コルゲーティング、ラミネート・貼合等の加工工程、並びに印刷及び印刷以降の加工工程は対象としない。

(原則)

- ・製造業者は、使用する原材料の選定、製造工程から受け渡しまでを良好な衛生状態に保持し、食品に接触した場合の安全性に影響を及ぼす要因について可能な限り組織的、継続的に対処する責務を有する。
- ・製造業者は、本指針を組織的に維持・管理し、必要に応じて是正・予防策を講じて、食品に接触する紙・板紙の安全性を確保しなければならず、更に継続的・段階的にそのレベルの向上を図る責務がある。
- ・製造業者は、その紙・板紙が食品に接触する用途に使用可能かどうかを顧客に適切に提示する必要がある。

(5)食品に接触することを意図した古紙を原料とした紙・板紙の製造に関する指針<付属文書2>

(要点)

- ・古紙の分類・規格は、財団法人古紙再生促進センターの制定する古紙標準品質規格の最新版に拠る。
- ・紙・板紙の製造工程においては、(4)の指針に基づくとともに、
古紙の購入・保管・取り扱いに留意事項、
古紙の処理工程の留意事項を定めている。
- ・古紙を原料とする紙・板紙の情報、用途に関する留意事項を定めている。

(6)施行開始時期

本年10月頃

2.今後のスケジュール

- (1)対外発表後は加工、薬品等の関連業界への周知に努めるとともに加工製品までの一貫管理を図るため、関連業界に自主基準作りを要請。
- (2)インターネットにより会員及び薬品会社等が利用可能な化学物質データベースを構築し、定期的なデータ更新を行いながら運用する。

以上